

志賀原発を 廃炉に! 原告団ニュース 第12号

原告団事務局 〒920-0024 金沢市西念3-3-5 フレンドパーク石川5F TEL (076) 261-4657 (発行責任者 堂下健一)

裁判勝利で北電に引導を渡そう!

原告団長 北野 進

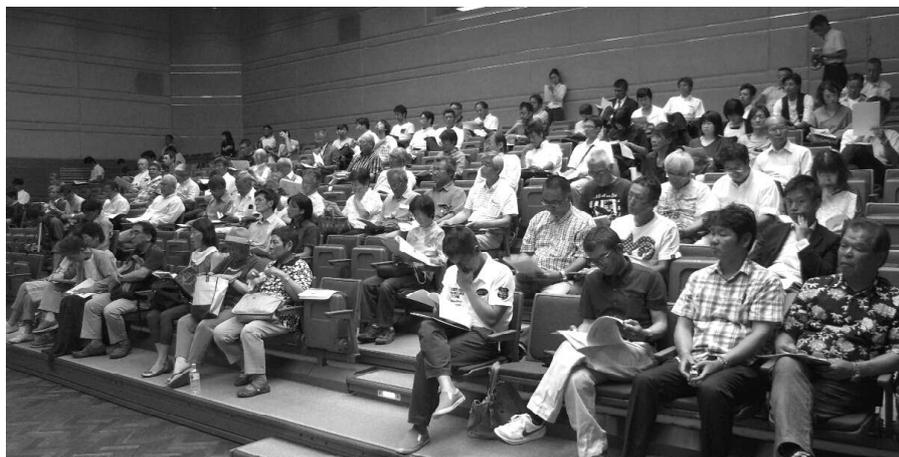
7月17日に開かれた原子力規制委員会の第7回有識者会合はS-1、S-2・S-6断層について、「活断層の可能性否定できず」との見解で評価書案をまとめることを確認しました。今後、他の専門家らの意見を聞くピアレビューを経て、正式な評価書として規制委員会に提出されます。評価書は北電から申請のあった2号機の新規制基準適合性審査（再稼働審査）の中で「重要な知見」として扱われることになります。原子カムラから一線を画し、それぞれが所属する学会から推薦された専門家の見解が一致した事実は重く、もはや再稼働など論外、北電はただちに1、2号機の廃炉を決断すべきです。



しかし現実はその甘くはありません。北電は廃炉を決断すべきだし、そのように期待もしたいと思いますが、私たちの頑張りがないければ廃炉への道は開けないということを、ここであらためて確認し合わなければなりません。

まず、規制委員会が曲者です。規制委員会の審査では、政治的圧力や原子カムラからの横やりで科学的知見が覆ることなど絶対にあってはなりません。しかし当初はそうした勢力からの独立が最大の特徴だった規制委員会も、今では安倍政権による「アンダーコントロール」状態です。決して油断はできません。評価書案を巡る議論でも4人の有識者と事務局である原子力規制庁とのズレが随所で見られました。加えて今回の会合終了後には、活断層の上に重要構造物があっても、断層が地表に及んでいなければOKとも受け止められる発言までしています。許し難い発言です。

北電も「廃炉はまったく考えていない」と開き直り、あろうことか1号機の再稼働申請にまで言及しています。今後、再稼働審査の過程で活断層否定の主張を繰り返し、あがき続けるこ



とは間違いありません。仮に活断層であっても、上記規制庁の発言のように、影響を限定的に解釈し、最小限の追加工事での再稼働を模索することでしょう。また、規制委員会の判断に納得がいかない場合は、最終的には行政訴訟に持ち込

↑原告・サポーターら240人が参加した原告団総会(5/30)

み、再稼働を訴える手段も残されています。

このような状況から、マスコミ各社は再稼働も廃炉も決まらない状態が長引きそうだとの見解を示しています。しかし果たしてそうでしょうか。「私たちの訴訟を忘れてはいませんか？」と言わなければなりません。

今年度中にも結審を迎える訴訟進行の中、今回の有識者会合の結論は私たち原告の主張を追認し、力強く後押しするものであることは間違いありません。これをバネに法廷内外のたたかいをさらに強化して結審を迎え、勝訴を確実なものにしていきたいと思えます。北電が自ら廃炉への決断ができないのならば、私たちが差止判決を勝ち取り、北電に引導を渡そうではありませんか。安倍政権の再稼働路線が加速する中、志賀廃炉は全国のたたかひの潮目を変える大きな意義もあります。4年目に入った「志賀原発を廃炉に！訴訟」へのさらなるご支援をお願いします。

志賀原発は北電にとって不良資産、一日も早い脱原発の実現を！

北陸電力と共に脱原発をすすめる株主の会 中垣たか子

「北陸電力と共に脱原発をすすめる株主の会」（以下「株主の会」）が発足したのは、志賀原発がまだ工事中だった1990年です。その前年、反原発株主が東京電力株主総会に参加し、福島第二原発3号機の再循環ポンプ事故の情報開示を求めて会社を追及しました。それをきっかけに「株主になって情報開示を求めよう」という脱原発株主運動の全国的な取り組みが始まり、反原発株主が各電力の総会に参加するようになったのです。

株主は総会で会社の経営に関連して質問ができ、取締役には説明義務があります。説明義務を果たしているとは言えないのが現状ですが、それでも会長を初めとする取締役の面々や株主の皆さんの前で脱原発の主張に基づいて質問できるので、この機会は逃せません。また、3万株（電力株は100株単位なので単位株主300人）以上の株主が集まれば総会に議案を提出できます。議案を提出すると、脱原発議案が総会招集通知に記載されて全ての株主に送付され、総会当日には会場で提案理由の趣旨説明ができるのです。

2011年6月、3.11後はじめての総会では大阪市など電力会社の大株主である自治体が脱原発議案を提出し、自治体トップが「物言う株主」として総会に参加したことが大きく報道されました。これらの自治体の行動の背景には、90年代から各地で脱原発株主議案の実現に地道に



↑北電本社前で訴える中垣さん(朝日新聞 6/26)

取り組み続けてきた市民の運動があることを忘れてはならないと思えます。

「株主の会」は、昨年ようやく議案提出権を獲得し、『原子力発電は行わず、再生可能エネルギー等による小規模分散型発電のネットワーク構築を目指す』、『廃炉本部の設置』など、脱原発を目指す5議案を提出することができました。今年も議案提出が実現できて、2年続けて九電力会社すべての総会に脱原発議案

が提出されています。

今年、6月末の株主総会前には、5月中旬に「志賀原発敷地内断層の活動性否定できず」という規制委員会有識者会合の結論が公表され、6月に入って、志賀2号機の建設計画が関電、中電と北電の三社による共同開発だったことが発覚しました。2号機は1999年6月に1号機で起きた臨界事故をひた隠して着工しただけでなく、共同開発であることも隠していたのです。北電管内の電力需要からすれば出力135万kWは大き過ぎるので、2号機の建設前から何度も「他社のための計画ではないか」と質問していたにもかかわらず、株主に対しても共同計画の説明はまったくなく、北電は虚偽説明を繰り返していたこととなります。

北電の総会議事運営は、株主議案が提出されても以前の総会とほぼ同じ時間内に終わることを目指しているかのような強引なものです。事前に提出した質問に対する一括回答は年々お粗末な内容になり、今年是最短記録のたった8分、活断層問題も、三社の共同開発「密約」問題も公式見解をくりかえすのみで、質問への回答にはなっていません。

原発依存度が低く、水力が豊富な北電は原発なしで3年連続黒字を計上、電力需給は十分に余裕があり、他社に先駆けて高リスク・高コストの原発には見切りをつけることが可能なはずですが、しかし、北電は再稼働に固執し、「安全対策」にムダな投資を続けています。

「株主の会」は、原発が北電にとって「不良資産」、いずれは「負の遺産」になることを指摘し続けていくことで、脱原発を実現する力になることを目指していますが、まだまだ力不足です。今後も、より多くのご支援をよろしくお願いいたします。



大飯原発差止訴訟の現状

「福井から原発を止める裁判の会」事務局次長 南 康人

大飯原発3・4号機運転差止訴訟に取り組む「福井から原発を止める裁判の会」より、裁判の現状と課題について報告させていただきます。

日本有数の原発集中立地である福井県から日本そして世界の原発を止めたい、という思いを込めた会の名前が、まさに現実となった昨年5月の福井地裁での勝訴判決。憲法の人権を高く掲げ、大飯原発の運転差止を命じた判決文は、本訴訟に取り組む私達のみならず、日本、世界の人々の心を広く深く揺り動かしました。

この判決を高裁、最高裁でも必ず守り抜かなければならない、という決意も新たに、名古屋高裁金沢支部で行われている控訴審をたたかっています。

本訴訟では地裁での口頭弁論の時から、原告団からの意見陳述を重視し、とりわけ原発事故により現実に被災した原告の声を毎回のように直接裁判所に届けてきました。控訴審でも第1回口頭弁論での中嶋哲演代表に続いて、福島で被災された地脇美和さん（第2回）、また原告からはありませんが、被災後もなお福島で活動を続けておられる菅波香織弁護士（第4回）の

意見陳述を行っています。これらの声が、一審のように裁判官の胸にしっかりと響いてくれる事を心から願わずにおられません。

控訴審で被告関西電力は、控訴理由書や第17準備書面等において、原判決は「高度の科学的、専門技術的知見」や「客観的な科学的、専門的技術的知見」を踏まえない「独自の推論」であると主張し、その破棄を求めています。これに対し原告弁護団の河合弘之弁護士は、「原判決は科学的であるが科学論争の迷路に入り込まない優れた判決」であるとその歴史的意義を論じ、第1回口頭弁論の冒頭、関西電力の主張に真正面から切り返しました。

第2回口頭弁論では、只野靖弁護士が基準地震動（Ss）策定の問題点を、内山成樹弁護士が地震予知科学の限界について詳細に論じ、「本件発電所の安全性は確保されて」いるという被告の主張（控訴答弁書）を掘り崩しました。その他、関西電力の主張に対して、多くの論点が弁護団より提起されています。

ところが被告・関西電力は書面で従来主張を繰り返すのみで、新たな主張・反論は考えないという不誠実な態度で、全く議論がかみ合いません。さる7月の第3回口頭弁論では、被告は地震の問題等についての反論を一切しないまま、「必要な主張立証はない」と主張、ひたすら早期の結審を求めています。これに対し原告弁護団からは、裁判争点の明確化と進行協議の開催を求める意見書を提出。被告からの反論および、裁判官を交えての法廷での実質的な議論の保障を求めています。

被告の逃げの姿勢を許さないためにも、多くの方々のご支援と傍聴をお願いいたします。

information

「志賀原発を廃炉に!訴訟」のための費用はすべて、原告・サポーターの会費とカンパによってまかなわれています。結審に向けて法廷内外の活動をさらに強化するためにも、2015年度の会費未納の方は早急に納入くださいますよう、よろしくお願いいたします。

☆金額…原告は1口3,000円、サポーターは1口1,000円（各1口以上）です。

お手数ですが、下記いずれかの方法で送金をお願いしますm(_ _)m。

- ① 払込取扱票(会費未納の会員に同封)を使って郵便局から送金する(ATM送金で手数料80円)。
- ② ゆうちょ銀行の総合口座からATMで送金する(送金先口座No13160-13252131)。
- ③ 北陸労働金庫本支店口座からATMで送金する(送金先口座No3610225)。
口座名は①②③ともに「志賀原発を廃炉に 訴訟原告団」
- ④ 労組など組織として加入している方は、所属組織の指示にしたがってください。

【口頭弁論の日程】 傍聴席を満席にして、廃炉への決意を示しましょう!!

◇月日 第16回…10月15日(木) 第17回…2016年1月25日(月)

◇集合 午後1時15分(兼六公園下・白鳥路の利家像前)～裁判所まで行進して入廷

◇会場 金沢地方裁判所(口頭弁論)⇒北陸会館5F(報告集会)